

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

路線名	坂本寄居線
供用開始の区間	大里郡寄居町大字秋山字小坂四七七番一 地先から 同郡同町大字秋山字狼穴八六二番一 地先まで
供用開始の期日	令和五年六月二十七日
備考	平成三十年十二月二十八日付け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第十六号で告示した道路予定区域の供用開始であ る。 延長一五〇・八〇メートル